

平成 13 年 8 月 21 日 制定（国空機第 462 号）
平成 17 年 10 月 1 日 一部改正（国空機第 682 号）
平成 19 年 3 月 28 日 一部改正（国空機第 1360 号）
平成 23 年 6 月 30 日 一部改正（国空機第 282 号）
平成 31 年 3 月 29 日 一部改正（国空機第 1692 号）
令和 2 年 6 月 17 日 一部改正（国空機第 285 号）

サーチュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：法定検査等を行った場合の航空日誌の記入要領

1. 目的

本サーチュラーは、航空機の耐空証明検査等、法定検査や法的確認を実施した際の航空日誌の記入要領について、過去複数のサーチュラーによって提示されていた内容を統合し、併せて形式修正を行ったものである。

2. 概要

本サーチュラーでは、以下の場合における航空日誌への記入方法について提示する。

- ① 航空機検査官が、航空機の耐空証明検査/修理改造検査、装備品の予備品証明検査を行った場合
- ② 国土交通大臣の認定を受けた耐空検査員が、滑空機の耐空証明検査/修理改造検査を行った場合
- ③ 国土交通大臣の認定を受けた認定事業場の確認主任者が、認定業務に係る航空機又は装備品の基準適合性の確認を行った場合

3. 項以降に順次それぞれの場合の記入要領を示すが、行数、文字の大きさ等については適宜変更してよい。

また、いずれの場合においても、耐空証明書の交付を受けた場合、航空機使用者は、搭載用航空日誌の概要の欄に「耐空証明書番号」「耐空証明書の発行年月日」「耐空証

明の有効期間」を遅滞なく記入するものとする。

3. 航空機検査官が検査を実施し、合格とした場合

日常の整備作業等と区別するため、記入にあたっては上下各1行をあけること。

3-1. 耐空証明検査

航空機の耐空証明検査を実施し、合格と認めた場合は、搭載用航空日誌の「修理改造又は整備実施記録」欄に、次の枠内のように記入し、記名及び押印を行う。（「記入例-1-1」参照）

平成 xx 年 xx 月 xx 日	耐空証明検査()	合格	○○検査官	印
-------------------	-----------	----	-------	---

注1：（）内には、申請区分[新規又は定期]を記入する。

注2：従来同時に記入していた発動機及びプロペラの地上備え付け用航空日誌への記入は行わない。

3-2. 修理改造検査

航空機の修理改造検査を実施し、合格と認めた場合は、搭載用航空日誌の「修理改造又は整備実施記録」欄に、次の枠内のように記入し、記名及び押印を行う。（ただし、発動機又はプロペラを修理改造した時は、それぞれ発動機又はプロペラの地上備え付け用航空日誌にも記入する。）（「記入例-1-2」参照）

平成 xx 年 xx 月 xx 日	修理改造検査()	合格	○○検査官	印
-------------------	-----------	----	-------	---

注：（）内には、検査対象となった修理改造概要を簡潔に記入する。

（例：機体オーバーホール、○○装置の装備）

作業内容が多数に渡り、一行に収まらない場合には、

平成 xx 年 xx 月 xx 日	修理改造検査（下記）	合格	○○検査官	印
含む	・（ ）			
	・（ ）			
（以下列記）				

注：（）内は、上記同様簡潔に記入する。

3-3. 耐空証明検査と同時に修理改造検査に該当する作業があった場合

航空機の耐空証明検査の場合で、検査の対象に修理改造検査に該当する作業があり、これを合格と認めた場合は、搭載用航空日誌の「修理改造又は整備実施記録」欄に、次の枠内のように記入し、記名押印を行う。（「記入例-1-3」参照）

平成 xx 年 xx 月 xx 日	耐空証明検査	()	合格	○○検査官	印
含む	・ ()				
	・ ()				
(以下列記)					

注1：() 内には、申請区分[新規又は定期]を記入する。

注2：搭載用航空日誌への修理改造概要の記入は、3-2 項同様とする。

また、発動機又はプロペラを修理改造し検査の対象となった場合は、それぞれ発動機又はプロペラの地上備え付け用航空日誌の「修理改造又は整備実施記録」欄に、上記搭載用航空日誌同様、検査の対象となった修理改造概要を併せて記入する。

3-4. 予備品証明検査

装備品（発動機及びプロペラに限る。）の予備品証明検査を実施し、合格と認めた場合は、当該装備品用の地上備え付け用航空日誌の「修理改造又は整備実施記録」欄に、次の枠内のように記入し、記名及び押印を行う。（「記入例-1-4」参照）

平成 xx 年 xx 月 xx 日	予備品証明検査合格	○○検査官	印
-------------------	-----------	-------	---

3-5. 日本国籍を有しない航空機の場合

日本国籍を有しない航空機は原則として我が国の耐空証明を受けることができないが、例外とされている以下の場合の航空日誌の記入方法について定める。

① 航空法第127条但し書きの許可を受け、かつ航空法施行令第1条第1号の適用により我が国の耐空証明を受ける場合

耐空証明検査時までに、航空法施行規則第142条第2項の規定による事項を記載できる航空日誌を用意し、上記同様に記入することとする。

② 本邦内で修理されたもの、改造されたもの又は製造されたもので、航空法施行令第1条第2号の適用により我が国の耐空証明を受ける場合

原則として①のとおりとするが、記入にあたっては以下の例のように英文で記載されることもある。

It is certified that this aircraft has been inspected as required by Civil Aeronautics Law and its Regulations of Japan and found to be airworthy.

(署名) Airworthiness Engineer

Civil Aviation Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

4. 耐空検査員が検査を実施し、合格と認めた場合

上記3.の航空機検査官の場合に準ずるものとする。ただし「〇〇検査官」の部分については、以下の例に倣って記入し、記名押印を行うこと。

(例:耐空証明検査の場合)

平成 xx 年 xx 月 xx 日 耐空証明検査 () 合格

認定番号 G-〇号 耐空検査員 氏名 ○〇〇〇 印

別添「記入例-2-1」~「記入例-2-3」を参照し、日常の整備作業等と区別するため、記入にあたっては上下各1行をあけること。

5. 認定事業場の確認主任者が確認を行った場合（航空機）

認定事業場の確認主任者による航空機の確認時の航空日誌への記入については、サーキュラーNo.2-001において別途指示されているのでそれに従うこと。参考までに以下例示する。

5-1. 航空機製造検査認定事業場による場合

航空法第20条第1項第2号の認定を受けた航空機製造検査認定事業場の確認主任者が、航空法第10条第6項第1号の規定により航空機の確認を行った場合、搭載用航空日誌の「修理改造又は整備実施記録」欄に、事業場認定番号を含め次の枠内のように記入し、確認主任者が署名又は記名押印すること。（「記入例-3-1」参照）

この航空機について、法第10条第6項第1号の規定により確認を行った。

〇〇重工(株) 航空機製造検査認定（第〇〇号）

確認主任者 ○〇〇〇 平成 xx 年 xx 月 xx 日

5-2. 航空機整備検査認定事業場による場合

航空法第 20 条第 1 項第 3 号の認定を受けた航空機整備検査認定事業場の確認主任者が、航空法第 10 条第 6 項第 3 号の規定により航空機の確認を行った場合、搭載用航空日誌の「修理改造又は整備実施記録」欄に、事業場認定番号を含め次の枠内のように記入し、確認主任者が署名又は記名押印すること。（「記入例-3-2」参照）

この航空機について、法第 10 条第 6 項第 3 号の規定により確認を行った。

○○航空(株) 航空機整備検査認定（第○○号）

確認主任者 ○○○○ 平成 xx 年 xx 月 xx 日

なお、法第 14 条ただし書の規定及びサーキュラーNo.1-030 に基づき、航空機使用事業の用に供する航空機又は自家用航空機に係る連続式耐空証明のための耐空性維持の確認を行う認定事業場については、当該確認と法第 10 条第 6 項第 3 号の確認時の航空日誌への記載に係る文言の誤用を避けるため、上記の文言に代えて、「この航空機の耐空性について、法第 10 条第 4 項の基準に適合していること確認した。」として差し支えないものとする。

この航空機の耐空性について、法第 10 条第 4 項の基準に適合していること確認した。

○○航空(株) 航空機整備検査認定（第○○号）

確認主任者 ○○○○ 令和 xx 年 xx 月 xx 日

5-3. 航空機整備改造認定事業場による場合

航空法第 20 条第 1 項第 4 号の認定を受けた航空機整備改造認定事業場の確認主任者が、航空法第 19 条第 1 項又は航空法第 19 条の 2 の規定により航空機の整備/改造後の確認を行った場合、搭載用航空日誌の「修理改造又は整備実施記録」欄に、事業場認定番号を含め次の枠内のように記入し、確認主任者が署名又は記名押印すること。（「記入例-3-3」及び「記入例-3-4」参照）

この航空機に実施した整備又は改造について、法第 19 条第 1 項又は法第 19 条の 2（注 1）の規定により確認を行った。

○○航空(株) 航空機整備改造認定（第○○号）

確認主任者 ○○○○ 平成 xx 年 xx 月 xx 日

注 1：当該確認において、適用される根拠条文のみ（法第 19 条第 1 項又は法第 19 条の 2 のいずれか）を記入すること。適用される根拠条文については、サーキュラー3-001「航空機の整備及び改造について」1-3 を参照すること。

なお、法第 19 条第 1 項の航空機に対する認定事業場の確認については、作業の内容に応じ適用する根拠規定が明確でない場合を考慮し、航空機搭載用航空日誌の記入を「この航空機に実施した整備又は改造について、法第 10 条第 4 項の基準に適合することを確認した。」としてもよい。

ただし、航空運送事業に供する航空機について、当該航空運送事業を行う者が、自らの整備規程（附属書を含む。）に、航空機整備改造認定事業場の確認主任者が記入すべき航空日誌の様式及び記入方法を定めている場合にあっては、航空機整備改造認定事業場（運航者自らが認定を受けている場合及び運航者以外の者が整備/改造を受託した場合の双方を含む。）の確認主任者は、それに従うこと。（サーキュラーNo.2-001 参照）

5-1.~5-3.いずれの場合も、発動機及びプロペラの地上備え付け用航空日誌には特に記入を要しないが、5-3.の航空機整備改造認定事業場において、発動機又はプロペラに対し、大修理若しくは改造又は騒音若しくは発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのある修理若しくは改造を行い、確認した場合にあっては、当該発動機又はプロペラの地上備え付け用航空日誌に記入を要する。

6. 航空法第 10 条第 6 項第 2 号の適用を受ける輸入航空機

我が国の型式証明を受けた輸入航空機で、航空法第 10 条第 6 項第 2 号の適用を受ける場合にあっては、輸入にあたって耐空証明を受ける際、航空日誌の「修理改造又は整備実施記録」欄に記入することは特に要しない。

7. 認定事業場の確認主任者が確認を行った場合（発動機及びプロペラの場合に限る。）

認定事業場の確認主任者による発動機又はプロペラの確認時の、それぞれの地上備え付け用航空日誌への記入については、上記の 5.項と同様、サーキュラーNo.2-001において別途指示されているのでそれに従うこと。参考までに以下例示する。

7-1. 装備品製造検査認定事業場による場合

航空法第 20 条第 1 項第 6 号の認定を受けた装備品製造検査認定事業場の確認主任者が、航空法第 18 条第 3 項第 1 号の規定により装備品の確認を行った場合、発動機（又はプロペラ）の地上備え付け用航空日誌の「修理改造又は整備実施記録」欄に、事業場認定番号を含め次の枠内のように記入し、確認主任者が署名又は記名押印すること。

この装備品について、法第18条第3項第1号の規定により確認を行った。

〇〇重工(株) 装備品製造検査認定(第〇〇号)

確認主任者 〇〇〇〇 平成xx年xx月xx日

7-2. 航空機製造検査認定事業場による場合

航空法第20条第1項第2号の認定を受けた航空機製造検査認定事業場の確認主任者が、航空法第18条第3項第2号の規定により、装備品の確認を行った場合、発動機（又はプロペラ）の地上備え付け用航空日誌の「修理改造又は整備実施記録」欄に、事業場認定番号を含め次の枠内のように記入し、確認主任者が署名又は記名押印すること。

この装備品について、法第18条第3項第2号の規定により確認を行った。

〇〇重工(株) 航空機製造検査認定(第〇〇号)

確認主任者 〇〇〇〇 平成xx年xx月xx日

7-3. 装備品修理改造認定事業場による場合

航空法第20条第1項第7号の認定を受けた装備品修理改造認定事業場の確認主任者が、航空法第18条第3項第3号の規定により装備品の確認を行った場合、発動機（又はプロペラ）の地上備え付け用航空日誌の「修理改造又は整備実施記録」欄に、事業場認定番号を含め次の枠内のように記入し、確認主任者が署名又は記名押印すること。

この装備品に実施した修理又は改造について、法第18条第3項第3号の規定により確認を行った。

〇〇重工(株) 装備品修理改造認定(第〇〇号)

確認主任者 〇〇〇〇 平成xx年xx月xx日

別添「記入例-4」を参照し、日常の整備作業等と区別するため、上下各1行をあけること。

8. 航空法第18条第3項第4号の適用を受ける輸入装備品（発動機及びプロペラの場合に限る。）

輸入装備品で、航空法第18条第3項第4号の適用を受ける場合にあっては、輸入時に航空日誌への記入を行う適切な時期がないことから、地上備え付け用航空日誌

への記入は特に要しない。

9. その他、航空日誌の記入要領について

9-1. 回転翼航空機の航空日誌について（回転翼関連）

回転翼航空機の使用者の一部で、過去に回転翼をプロペラ相当として扱い、「プロペラの地上備え付け用航空日誌」に記入していた事例があったため、サーキュラーTCL-48が昭和37年4月23日に発行されている。同サーキュラーの内容については、引き続き重要と考えられることから、同様の内容を改めて本サーキュラー中に収録することとする。

- ① 回転翼をプロペラに相当するものとして地上備え付け用航空日誌を設ける必要はないが、整備記録として
 - (1) メイン・ローター・ハブ及びテール・ローター・ハブ
 - (2) メイン・ローター・ブレード及びテール・ローター・ブレードについて、型式、製造番号、総使用時間(Total Time)、オーバーホール後の使用時間(Time Since Overhaul)及び主な整備記録を必ず保持しておくこと。
- ② 前項の趣旨は、予備品証明対象部品であって、限界使用時間が指定されている装備品なみの取扱いを行うことにある。このため、使用者が便宜的に「プロペラの地上備え付け用航空日誌」の様式を利用することは差し支えないものの、前項の記録を保持するには一部様式に不備があるため、様式を改訂して使用する必要がある。様式例を別添「様式例-回転翼-1」～「様式例-回転翼-3」に示したので参照のこと。
- ③ 回転翼を交換又は整備した場合の、搭載用航空日誌への記入は、これまでどおり必要である。

9-2. 中古の航空機又は発動機若しくはプロペラを輸入した場合の航空日誌の記入について

輸入した中古の航空機又は発動機若しくはプロペラに備える航空日誌には、輸入された後の使用時間の記録、最近のオーバーホール後の使用時間の記録及び修理、改造又は整備の実施に関する記録を記入すること。

なお、製造後から輸入された時までの期間の使用時間等を記入した記録（製造者等が定める、いわゆる英文ログ）について、適切に管理しておくこと。

10. 航空日誌記入の際の言語

日本語を原則とするが、同内容を英語で記入してもよい。

11. 航空日誌に記入する航空機の使用時間等について

航空機及び装備品の整備及び改造を管理する目的で使用する「使用時間」等については、サーキュラーNo.3-022 を参照すること。

12. 電子署名及び電磁的記録

搭載用航空日誌又は地上備え付け用航空日誌を書類に代えて電磁的方法により作成又は保存を行う場合には、サーキュラーNo.6-018「電子署名及び電磁的記録に関する一般基準」に従うこと。

なお、航空機検査官による記名及び押印についても、サーキュラーNo.6-018への適合性を確認した上で、電子署名を用いても良い。

附則

1. 本サーキュラーは、平成 13 年 8 月 21 日から適用する。
2. 本サーキュラーの発効により、サーキュラーTCL-38B-93(平成 5 年 1 月 6 日付け) 及び TCL-48 (昭和 37 年 4 月 23 日付け) を廃止する。

附則（平成 17 年 10 月 1 日）

1. 本サーキュラーは、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附則（平成 19 年 3 月 28 日）

1. 本サーキュラーは、平成 19 年 3 月 30 日から適用する。

附則（平成 23 年 6 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附則（平成 31 年 3 月 29 日）

1. 本サーキュラーは、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 2 年 6 月 17 日）

1. 本サーキュラーは、令和 2 年 6 月 18 日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については、下記に問い合わせること。

国土交通省 航空局安全部航空機安全課 航空機検査官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号 03-5253-8735

FAX 03-5253-1661

記入例－1－1 航空機検査官が検査を実施し、合格とした場合（耐空証明検査）

搭載用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施箇所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考
平成 13 年 7 月 31 日 耐空証明検査（定期）合格						扇 検査官印	

記入例－1－2 航空機検査官が検査を実施し、合格とした場合（修理改造検査）

搭載用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施箇所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考
平成 13 年 7 月 31 日 修理改造検査 (GPS システムの装備) 合格 扇 検査官印							
平成 13 年 10 月 15 日 修理改造検査 (下記) 合格 扇 検査官印							
	含む・GPS システムの換装 ・ベリータンク装備 ・空撮装置の装備						

記入例－1－3 航空機検査官が検査を実施し、合格とした場合（耐空証明検査と同時に修理改造実施の場合）

搭載用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施箇所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考

平成 13 年 7 月 31 日 耐空証明検査（定期） 合格 扇 検査官印

	含む・TCAS 装備 ・GPWS 装備						

記入例－1－4 航空機検査官が検査を実施し、合格とした場合（予備品証明検査）

地上備え付け用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施個所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考
平成 13 年 7 月 31 日 予備品証明検査合格						扇 検査官印	

記入例－2－1 耐空検査員が検査を実施し、合格とした場合（耐空証明検査）

滑空機用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施箇所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考

平成 13 年 7 月 31 日 耐空証明検査（定期）合格

認定番号 G-100 耐空検査員 氏名 倉伊田亞印

記入例－2－2 耐空検査員が検査を実施し、合格とした場合（修理改造検査）

滑空機用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施箇所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考
平成13年7月31日 修理改造検査（ウイングレットの装備）合格							
認定番号G-100 耐空検査員 氏名 倉伊田亜印							
平成13年7月31日 修理改造検査（下記）合格							
認定番号G-100 耐空検査員 氏名 倉伊田亜印							
	含む・高度計システムの換装 ・操縦ケーブル経路変更						

記入例－2－3 耐空検査員が検査を実施し、合格とした場合（耐空証明検査と同時に修理改造実施の場合）

滑空機用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施箇所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考
平成13年7月31日 耐空証明検査（下記）合格							
認定番号G-100 耐空検査員 氏名 倉伊田亜印							
	含む・ワイングレット装備						

記入例－3－1 航空機製造検査認定事業場の確認主任者が航空機について確認した場合

搭載用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施個所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考

この航空機について、法第 10 条第 6 項第 1 号の規定により確認を行った。

MKF 重工(株) 航空機製造検査認定 (第 48209 号)

確認主任者 三川 富子 平成 13 年 7 月 20 日

記入例－3－2 航空機整備検査認定事業場の確認主任者が航空機について確認した場合

搭載用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施箇所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考

この航空機について、法第10条第6項第3号の規定により確認を行った。

霞ヶ関航空(株) 航空機整備検査認定 (第48209号)

確認主任者 千代田 かすみ 平成13年7月28日

記入例－3－3 航空機整備改造認定事業場の確認主任者が航空機について法第19条第1項の確認した場合

搭載用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施箇所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考

この航空機に実施した整備について、法第19条第1項の規定により確認を行った。 (注)

霞ヶ関航空(株) 航空機整備改造認定 (第48209号)

確認主任者 霞ヶ関 長志 平成13年7月30日

		1) 25時間点検 2) 3)					

(注) 「この航空機に実施した整備又は改造について、法第10条第4項の基準に適合することを確認した。」としてもよい。

記入例－3－4 航空機整備改造認定事業場の確認主任者が航空機について法第19条の2の確認した場合

搭載用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施箇所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考

この航空機に実施した整備又は改造について、法第19条の2の規定により確認を行った。

霞ヶ関航空(株) 航空機整備改造認定 (第48209号)

確認主任者 霞ヶ関 長志 平成13年7月30日

		1) 25時間点検 2) 3)					

記入例－4－1 装備品製造検査認定事業場の確認主任者が発動機又はプロペラについて確認した場合

地上備え付け用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施個所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考

この装備品について、法第18条第3項第1号の規定により確認を行った。

日本重工㈱ 装備品製造検査認定 (第99999号)

確認主任者 空野 広志 平成13年7月16日

記入例－4－2 航空機製造検査認定事業場の確認主任者が発動機又はプロペラについて確認した場合

地上備え付け用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施個所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考

この装備品について、法第18条第3項第2号の規定により確認を行った。

MKF 重工(株) 航空機製造検査認定 (第48209号)

確認主任者 三川 富子 平成13年7月1日

記入例－4－3 装備品修理改造認定事業場の確認主任者が発動機又はプロペラについて確認した場合

地上備え付け用航空日誌

修理、改造又は整備実施記録

実施年月日	O.H./製造後 の航行時間	実施個所及び 交換部品名	実施理由	実施場所	確認年月日	確認を行った者の記名 及び捺印又は署名	備考

この装備品に実施した修理又は改造について、法第18条第3項第3号の規定により確認を行った。

日本重工株 装備品修理改造認定 (第99999号)

確認主任者 扶桑 武 平成13年7月30日
